

船舶国籍証書の再交付申請

船舶法第 12 条
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

船舶国籍証書が滅失したと分かった時から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

【添付書類】

なし

【手数料】

・船舶国籍証書の再交付手数料(船舶法施行細則第 51 条)

4,500円

7,500円(英語併記の場合)

※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(海事事務所)